

さいたま市告示第 677 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づく特定計量器の定期検査を同法第20条第1項により、指定定期検査機関である一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和7年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が500kgを超える機械式はかり）

2 区 域

さいたま市内全域

3 期 日

令和7年5月15日から令和8年3月13日まで

4 場 所

計量器の所在場所

所 管 名：経済局 商工観光部 経済政策課 計量検査所
告示期間の期限日：令和5年4月28日まで